

## 津島市食品ロス削減マッチングサービス

### 「もったいない津島 by タベスケ」 利用規約

「もったいない津島 by タベスケ（以下「本サービス」という。）」は、売れ残り品や規格外品など廃棄になる可能性のある食品、いわゆる食品ロスの削減を目的に、津島市内の食品取扱事業者（以下「事業者」という。）と市民をマッチングさせるWEBサービスです。

事業者におかれましては、本規約を遵守し、本サービスをご利用ください。

#### （登録できる事業者）

第1条 本サービスに登録できる事業者は、本市内に店舗等の食品の販売ができる場を有する事業者で、かつ、次に掲げる条件を全て満たす事業者とします。

- (1) 反社会的勢力でないこと
- (2) 市税の滞納がないこと
- (3) 本市が本サービスを提供するために必要な限度で、市税の納付状況を調査することに同意すること

#### （登録及び退会）

第2条 事業者が本サービス内で利用登録を申請し、本市が承認することによって利用登録が完了するものとします。

- 2 事業者は、本市に連絡することによって退会できるものとします。

#### （出品できる商品）

第3条 出品できる商品は、食品ロス削減の目的に合致した食品とします。

但し、食品衛生法上に抵触することがない、食品の安全上問題の無い商品とし、基準に沿わない出品については、市で確認後、登録取り消しを行う場合もあります。

- 2 事業者と市民との取引において生じた一切のトラブルは、当事者間で解決するものとし、本市は一切責任を負わないものとします。

#### （利用に当たっての遵守事項）

第4条 事業者は、本サービスを利用するに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 本規約を遵守すること

- (2) 法令及び条例に違反する行為を行わないこと
- (3) 市民の個人情報を取得した場合は、個人情報保護法に従い適切に対応すること
- (4) 市民に対し、虚偽のことを告げないこと
- (5) 本サービスのユーザーID及びパスワードを第三者に譲渡若しくは貸与、又は第三者と共有しないこと
- (6) 本市が本サービスの適正かつ円滑な運用のために行う指示に従うこと

(協力事項)

第5条 登録事業者は、食品ロス削減を始めとした、ごみの減量又は資源化を目的に行われる、ごみ処理市民委員会主催の各事業に協力するものとする。

(利用の制限及び登録の抹消)

第6条 本市は、事業者が本規約に違反すると認められる場合、本サービスの利用を制限し、又は登録の抹消をすることができるものとします。

(規約の変更)

第7条 本市は、予告なく、本規約を変更することができるものとします。

(提供の中止)

第8条 本市は、予告なく、本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって事業者に損害が生じたとしても、一切責任を負わないものとします。